



### 雇用

厚生労働省は、震災で勤め先が事実上倒産した労働者のために「未払い賃金立て替え払い制度」の申請手続きを簡単にした。自治体が出す「被災証明書」があれば申請できる。各地の労働基準監督署で受け付ける。

対象は岩手、宮城、福島など9県の災害救助法適用地域にある事業所に勤めていた人。震災の直接的な被害で事業が続けられなくなり、事業主に賃金支払い能力のないことが条件だ。6カ月分の給与と退職金を296万円まで立て替える。

### NPOがすすめる労働相談

NPO法人「労働相談センター」は27日と来月10日に「大震災からみ集中労働相談」を行う。電話(03・3604・1294)かメール(info@toburoso.org)で受け付ける。来所(東京都葛飾区青戸3の33の3、

野々村ビル1階)も可。同センターには、震災の影響で解雇や休業、賃下げとなった労働者からの相談が増えている。使用者が便乗して労働者に不利益を与えたとみられる事例も多いという。

### 雇用相談

NPO法人「労働相談センター」は27日と4月10日、東日本大震災の影響で解雇や休業、賃下げなどに遭った労働者を対象に無料相談を行う。受付時間は平日とも午前10時～午後5時。☎03・3604・1294▽メール info@toburoso.org▽面談||東京都葛飾区青戸3の33の3、野々村ビル1階。